

令和5年度

**第16期第33回海区漁業調整委員会
議事録**

**令和6年1月23日
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和6年1月23日(火) 午前10時00分から10時56分まで

場所 三重県勤労者福祉会館 特別会議室

議題

- 1 議案1 漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について
- 2 議案2 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について
- 3 報告事項1 漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告（区画漁業（真珠・真珠母貝以外）及び共同漁業）について
- 4 報告事項2 太平洋広域漁業調整委員会について
- 5 その他
（1）次回の委員会日程について

出席委員

小川和久 藤原隆仁 掛橋 武 浅井利一 矢田和夫
永富洋一 濱田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男
古丸 明 木村妙子 千田良仁 大倉良繁 木村那津子

欠席委員

なし

事務局

事務局長 林 茂 幸
主幹 増田 健
主査 葛西 学

行政

（三重県農林水産部水産資源管理課）

（資源管理班）

主幹兼係長 中西 健五

（漁業調整班）

課長補佐兼班長 森田 和英

主幹兼係長 藤島 弘幸

係長 程川 和宏

傍聴者

なし

計 22 名

○小川会長

それでは、ただいまから第 33 回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員総数 15 名中、全員出席ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき議事録署名者として矢田委員と木村那津子委員にお願いします。発言にあたっては、議長に発言を求めていただき議長の指名を受けてから、ご発言いただくようお願いします。

それでは、議案 1 「漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料 1 をご覧ください。

1－1 ページにありますように、このことについて、令和 5 年 12 月 19 日付け農林水第 24-4246 号で三重県知事から諮問書が提出されております。

三重県漁業調整規則第 16 条第 2 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。今回は小型機船底びき網漁業の取扱いに關しての諮問です。内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（程川係長）

1－1 ページが諮問書です。1－2 ページの委員会への諮問事項についてをご覧ください。今回諮問させていただくのは、三重県漁業調整規則第 16 条第 2 項に基づく諮問で、調整規則で 3 年と定められた許可の有効期間をそれよりも短く設定することについて、ご意見を伺うものとなります。

1－3 ページの改正理由書をご覧ください。今回の改正の内容は、小型機船底びき網漁業（貝けた網漁業：津市御殿場地先共同漁業権抹消海域、餌料けた網漁業のうち三重郡川越町地先を操業区域とするもの）について、これらの許可が令和 6 年 3 月 31 日で許可の有効期間が満了となるため、引き続き当該漁業を営もうとするために取扱方針を一部改正するものとなります。今回対象となる漁業は、共同漁業権の外を操業区域とするものであり、許可にあたってはその操業区域となる市町等の関係機関の同意を得るといった調整事項が必要であり、漁業調整が必要となることから、これらの漁業については許可期間をこれまで 1 年として運営してきたものです。特段状況は変わっていませんので、今回の切替えにあたっては、引き続き許可の有効期間は 1 年としたいと考えています。

1－4 ページと 1－5 ページをご覧ください。取扱方針の別紙の一覧です。今回改正を予定していますのは、1 小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可に関する取扱いとなります。対象となる漁業種類は、貝けた網漁業（津市御殿場地先共同漁業権抹消海域）と餌料けた網漁業の 2 つです。

改正の具体的な内容についてご説明します。1－6 ページの新旧対照表をご覧ください。今回改正を予定していますのは、1 の許可の有効期間のうち（1）貝けた網漁業（津市御殿場地先共同漁業権抹消海域）と餌料けた網漁業のうち三重郡川越町地先を操業区域とするものです。現在、これらの許可の有効期間が「令和5年4月1日から令和6年3月31日まで」となっているものを、新たに「令和6年4月1日から令和7年3月31日まで」の有効期間を1年として諮問をしたいと考えています。制限措置や許可の条件等の変更はありません。

1－7 ページから1－18 ページは今回の小型機船底びき網漁業に関する許可又は起業の認可に関する取扱いの改正案の全文です。また、1－19 ページと1－20 ページに今回対象となっている漁業の操業区域図を参考として添付しています。

説明については、以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

（意見なし）

○小川会長

意見がないようですので、議案1については、県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○小川会長

全員異議がないようですので、議案1については、県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、議案2「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料2をご覧ください。

2－1 ページにありますようにこのことについて、令和6年1月15日付け農林水第24-1087号で三重県知事から諮問書が提出されております。

漁業法第16条第5項の規定で読み替える第2項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。今回は令和5管理年度のくろまぐろ小型魚の知事管理漁獲可能量の変更についての諮問です。内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

2－1 ページが諮問書です。2－4 ページの知事管理漁獲可能量の変更のポイントをご覧ください。今回の変更はくろまぐろの小型魚のみとなります。

1、今回の諮問は12月末時点で、くろまぐろ小型魚（30 kg未満）の「定置漁業」における漁獲量の積み上がりへの対応を目的に知事管理漁獲可能量の配分を変更するものです。

2、12月末時点での小型魚の「定置漁業」の漁獲量については、17.70 トンの漁獲可能量に対して18.08 トンの漁獲量となっており、0.38 トン超過している状況となっています。

3、このため、県では令和6年1月10日付けで関係漁業協同組合に対して、小型魚の水揚げ制限を実施する旨の通知を発出しました。その内容は「入網した小型魚はすべて再放流する」よう依頼しています。

4、今回小型魚の「定置漁業」において、漁獲可能量が0.38 トン超過していることから、「県留保枠」から「定置漁業」へ2.20 トンを配分したいと思っています。この内容について、2－5 ページのくろまぐろの漁獲状況と配分等の一覧をご覧ください。表の上段が小型魚、下段が大型魚です。小型魚の県全体の枠は、現在47.50 トンあります。12月末現在の漁獲実績は33.16 トン、消化率は69.8%です。定置漁業については、現在の枠は17.70 トン、それに対して漁獲実績が18.08 トンとなり、0.38 トン超過している状況にあります。中型まき網漁業については、10.50 トンの枠に対して、5.58 トンの漁獲実績、養殖種苗は4.00 トンに対して、3.98 トンとなっています。一本釣りやはえ縄のその他漁業は、現在の枠が13.10 トンに対して、漁獲実績5.52 トンです。県の留保枠は現在2.20 トンです。

定置漁業について、0.38 トン超過していますので、今回この県の留保枠の2.20 トンを定置漁業の穴埋めにさせていただきたいと考えています。この2.20 トンを配分しますと、配分後の漁獲可能量が19.9 トンとなり、配分後に漁獲できるトン数は、1.82 トンとなります。ただし、小型魚の定置に関しまして、この資料は12月末現在の実績ですが、1月1日から1月12日現在で、すでに4漁協の水揚げが少なくとも0.573 トンありました。今後も2月から3月に小型魚の積み上がりが考えられますので、2月の海区委員会においても1度、小型魚の定置漁業への追加配分等について諮問をさせていただきたいと考えています。

また、大型魚の県全体の枠は33.30 トンあり、12月末現在の漁獲実績21.53 トン、消化率64.7%となっています。定置漁業は現在枠12.00 トン、漁獲実績8.00 トン、消化率66.7%です。その他漁業は現在枠18.30 トン、漁獲実績13.54 トン、消化率74.0%です。大型魚についても、1月12日現在0.832 トンの水揚げがありましたので、本日現在では残りの獲れる枠が3.928 トンになっています。

2－3 ページの諮問内容の新旧対照表をご覧ください。右側が旧、左側が新になります。現在、三重県くろまぐろ（小型魚）定置漁業は17.7 トンですが、今回県の留保枠2.20 トンを足しまして、三重県くろまぐろ（小型魚）定置漁業を19.92 トンとして配分させていただきたいと思います。

説明は以上です。ご審議のほどお願いいたします。

○小川会長

ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○濱田委員

今回の場合、いきなり枠を超えたということで現場はちょっと混乱しています。急に明日から水揚げはダメということで、もう少し県から、いま枠が5割超えました、7割、8割に達しましたなど、そのような情報提供はできないものですか。

○小川会長

水産資源管理課、どうですか。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

定置漁業について、今回、急遽1月10日付けで操業見合わせとさせていただき、現場の皆さまにご迷惑をおかけしたことを申し訳なく思っております。今回は想定していた量をはるかに超えてしまったというのが実情であり、11月の段階では、まだ制限をかける状況にはありませんでした。12月に入り8割を超えていく予想でしたので、制限を1月にかかる予定でしたが、想定以上に漁獲が積み上がってしまいました。漁獲の積み上がりも、くまの灘を中心に毎日コンスタントに50尾から100尾ほど、どの漁場でも揚がる状況が見られましたので、トータルで海区に諮らせていただいた配分をはるかに超えてしまいました。今後はこのようなことがないように、例えば、漁獲量が積み上がるような兆候が見られましたら、随時、「今何%に達しています」という形の途中経過を報告できるような体制を整えていきたいと思います。

○濱田委員

くまの灘で獲れたのは、平均して何kg位の魚ですか。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

今回獲れましたのはすべて30kg以上になります。大きい個体は100kgを超えていました。

○濱田委員

30kg未満の小型魚を教えてください。1kg前後の魚が多かったのではないですか。1kg前後の魚は価値がないため、ずっと毎日放流していました。1年で1.5トンしか枠がなく、枠を超えてしまうともったいないため、10kg前後になり価値が上がるのを待っていました。皆が1kg前後の魚を水揚げしていると、本当にあっという間に枠を超えてしまいます。それをちょっと制限する必要があるのではと思っています。枠を超えると2kgや3kgの値の良い魚はもう獲れないことになってしまいます。そのあたりは海区ではおそらく決めることはできないと思うもので、各組合で決めることなどを行う必要があると思います。とらふぐでも小さい魚は放流しますよね。

○田邊委員

濱田委員がおっしゃるように、私の地区でも 1.5 kg以下のまぐろは基本、商品価値がありません。特に 10 月や 11 月に揚がるよこわなんか一尾売っても 500 円以下にしかありません。そのため 3 kgや 4 kgになり、一尾あたり 5,000 円位するような価値になった時に、みんなが釣れば枠も残りますよね、と声をかけてやっていますが、なかなかうまくいかない。今年でもその他漁業がおそらく 60%近くになっていると思う。漁業者も苦しいなか、どれだけでも経費の足しにしたいとの考え方もありますが、そのようなことをしていると、獲れてきた時にお金にならないと思います。

○永富委員

そのあたりの制限は海区で決めるのではなくて、組合で決めることだと思います。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

そうですね。水産庁から配分された枠について、小型魚をどの漁業種類に何トン配分するかについて海区に諮らせていただいています、その中の制限になりますと自主的なルールに基づいてしていただく方が柔軟に対応できるのではないかと思います。

先ほどご質問の定置の小型魚の 30 kg未満の内訳は、今データとして持ち合わせていません。

○濱田委員

自分の定置には 10 月からずっと 1 kg前後の魚が揚がってきており、水揚げを見ていてもだいたい 1 kg前後の小さい魚です。それを皆が結構水揚げをしていたみたいです。自分たちは小さいため放流しており、まだまだ枠はあると思って、そのうち大きくなったら水揚げをしようかと待っていたところ、急に明日からもう水揚げは禁止と言われてしまいました。それはちょっとないのではないのでしょうか。これからは、そのあたりは組合と連携を図り、現場の組合員や水揚げをする業者にわかるように、今の漁獲状況や枠の空き具合を教えてほしい。そうすれば自主的に小さい魚は放流しよかとなってくると思う。そのあたりの組合との連携をもう少し果たしてほしい。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

わかりました。

○田邊委員

中西主幹にお聞きしたい。定置漁業の小型魚と大型魚の最初の配分で、大型魚 12 トン、小型魚 17.7 トンの枠があって、定置漁業については、基本的な水揚げ量のほとんどを 30 kg以下の魚が占めると思います。大型魚は、過去 5 年、10 年の実績を見ると、今年の漁獲実績の 8 トンは多いくらいで、あともう 2 トンの 10 トンもあれば、だいたい良いのかなという数字だと思います。この大型魚の現在枠の 12 トンのうち、2 トンを最初から小型魚の現在枠である 17.7 トンに配分して、小型魚を 19.7 トンからスタートすることはできないのですか。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

することは可能です。

○濱田委員

定置で 30 kg 以上の大型魚がばんばん漁獲されるのは特別な年で、おそらくそんな年は例外な年だと思います。大型魚がたくさん獲れるようであれば、この海区でまた変更できますので、その分を小型魚に配分してはいかがでしょう。

○田邊委員

定置は 30 kg 未満の小型魚の漁獲が中心です。

○濱田委員

毎年定置で小型魚を 20 トンから 22 トンの水揚げをしていくなかで、最初の 17.7 トンの配分ではちょっと少ないのではないかと思います。少しご検討をお願いします。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

わかりました。水産庁から令和 6 管理年度の枠が示されています。小型魚と大型魚でそれぞれ三重県の配分枠が示されましたので、今後、大型魚と小型魚のなかでそれぞれどう漁業種別で配分していくのか、海区に諮問させていただきたいと思います。関係漁業者間で、適切な配分ができるよう調整していきたいと思います。

○千田委員

1 kg とかの小さい小型魚について、その水揚げ実績は県では把握されており、今データとして持ち合わせていないのか、それとも小型魚を一括りで 30 kg 未満としてカウントだけしてるのですか。サイズ毎にデータがあれば教えてほしい。

○濱田委員

個体毎に何 kg の魚というのは組合から報告していると思います。

○千田委員

そうですか。それでは、それを把握すれば先ほど話されていた、1 kg 未満とかの小さい魚がどれくらい揚がっているのかを見ながら、報告することは可能ということでしょうか。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

現在のくろまぐろ資源管理の漁獲報告の体制ですが、例えば、今月の 1 月末までの漁獲実績は、2 月 10 日までに漁協に概数報告をしていただきます。そして、翌々月の 10 日までに水産庁に確定した数量を報告する段取りになっています。いただくデータの中身は、どの免許番号で水揚げがされたのか、日付けなどもいただいています。

承認漁業ではどの海域で釣られているのか、そのような情報も持っています。ただ一ヶ月に 1 回しかデータは来ないのですが、今回のように定置漁業で小型魚に積み上がりが生

じているような状況の時には、一週間あるいは、さらに緊迫した状況になるようでしたら、毎日漁獲状況をいただくよう、関係漁協と調整は進めています。

○濱田委員

それがまず現場の漁業者に届くようにお願いします。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

はい、わかりました。

○小川会長

現場に声が届くようにということと、このくろまぐろの資源管理に関してですが、こういう問題は今後更に大きくなるだろうと感じています。つまりくろまぐろが以前よりも資源的に増えてきており、こういうなかで、1 kg未満の魚がたくさん獲れだした。そういう現状があるなかで、このくろまぐろの資源問題がこのまま推移していくのか、あるいは、変化をしていくのか。さらにはこのくろまぐろに関して、規制をもっと緩める方法があるのかどうか。県や国の考えも少しずつ変化しつつある。あるいは旧態依然としたやり方を持続するのか、いま答えていただくことは無理でしょうか。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

今の状況としては、国にもくろまぐろ資源が増えていることは、現場からの声として届いています。ただ、くろまぐろの枠に関しては、日本だけではなく、国際会議のなかで総枠が決められて、日本に対する枠が決定されています。また、その枠に対する計算方法は、資源が増えているような状況のところを取っているわけではなく、少し規制が必要な漁獲データを用いて積算されているものです。

水産庁としても、枠の見直しについて各県から要望等があり、それに対して見直しを進めていきたいとの意向は示していますが、相手がある話のため、なかなかすぐには増枠ということは難しいと感じています。

○小川会長

わかりました。現場の漁業者としては、くろまぐろ資源に関しては、非常に変化をしていることを水産庁にご連絡をいただければありがたいと思います。このまま問題が持続すれば、漁業者としてくろまぐろがまったく獲れない状況になりつつあるので、トン数を増やすような方向性を持っていただければと思います。

○永富委員

価値のないものを獲って良いかどうかは、漁師が判断しないといけないことだと思います。ちょっと待ったら価値も上がるのに、そのような小さい価値がない魚をそんなに獲って、油代の足しにするというのはいかがなものかと思います。

○濱田委員

自分達は価値がない魚を放流しているのに、横を向いたら水揚げをしている。歯がゆいんですよ。ただどこから強制するわけにはいかない。そのため組合自体で決めるか、海区で決めるかどこかで決めるようにしてほしい。

○永富委員

それはどこかで制限しないと、価値のない魚を獲って、大きな魚を獲らないということはおもったいない話だと思います。

○濱田委員

今から大きい魚が漁獲されてくると思うのですが、それを揚げられないのが一番悔しい。

○田邊委員

トン数をたくさん消化している人達は、小さい魚を獲っています。

○永富委員

それはいけない。漁師の考え方がおかしいと思います。みんなで話し合いをして、決まらないといけないと思います。

○濱田委員

今度の所属漁協の理事会で少し発言しようかと思っています。

○田邊委員

いくらまぐろと言ってもkgあたり 200 円とか、一尾 200 円では経費の足しにもならない。

○濱田委員

17 トンしか枠がないのに、それで使ってしまったら、もったいない。

○永富委員

ほんとにもったいない。ちゃんと話をしないといけない。

○小川会長

様々な問題があろうかと思いますが、零細な漁民として、ひとつ意見を述べさせていただければ、例え 1 円の魚であっても獲ればなかなか放流するのは忍び難いというものがあります。それを踏まえて永富委員がおっしゃったような発言が力を持っていくのかとは思いますが、それを決めるについても零細な漁民の苦しさということをいろいろ考えて思案していただければ非常にありがたいと考えています。

ほかにご意見はございませんか。それでは、議案 2 については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○小川会長

全員異議がないようですので、議案2については県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、報告事項1「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告(区画漁業(真珠・真珠母貝以外)及び共同漁業)について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局(増田主幹)

資料3をご覧ください。

今回は区画漁業(真珠・真珠母貝以外)及び共同漁業についての報告です。内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課(藤島主幹兼係長)

定置漁業に関しては、既に報告をさせていただいており、本日は真珠・真珠母貝以外の区画漁業権と共同漁業権について報告させていただきます。真珠・真珠母貝については後日、報告いたします。

漁業法第90条に基づき、漁業権者は漁業権ごとに年1回以上この状況等を知事に報告することとされており、知事はその報告の内容を海区委員会に報告することになっています。

今回は藻類養殖、貝類養殖、魚類養殖、くろまぐろ養殖、共同漁業についてです。詳細と記載のある資料をご覧ください。藻類養殖について、この報告が提出されましたら、適切かつ有効に行使されているかの判断をしなければならないなかで、「判断」に「○」を付けていますが、まず見ないといけないのが漁業関係法令等を遵守してるか否かという部分です。免許についての適格性を有している、漁場紛争が起きてないかなど、そういった基本的なことが遵守されているかどうかということで、基本的にはこの部分については、すべての漁業権について「○」として判断させていただいています。表にはもうひとつ判断で「○」を付けたり、柵数や行使権者数などを記載している部分がありますが、こちらで操業が実際きちんと行われているか否かについて、行使権者数や施設数、生産状況から、県で判断して「○」や「×」を付けています。ここで操業がなくても、例えば、高水温で養殖を見合わせているとか、少し人手が不足募集であるなど、合理的な理由があれば「○」にさせていただいています。

そういったなかで、例えば、区1ページの免許番号21の白塚や、伊勢湾漁協の44から46、48から54の黒のりは操業がなく「×」にしています。ただし、この報告は令和4年度の状況報告であり、令和5年9月に免許の切替えをしており、切替え時に操業実態が無いとして廃止になっています。同様に藻類養殖では免許番号144、147の安乗の青のり、371

の白浦、372 の島勝、381 の古江には「×」が付いていますが、切替え時に廃止されています。

6 ページからが魚類養殖で、基本的には同様に免許番号 1004 の神原、1017 の贅浦、1059 の九鬼に操業実態がなく、切替え時に廃止されています。

9 ページはくろまぐろ養殖で、すべて適切に養殖されていました。

10 ページからが貝類養殖で、同様に免許番号 4001 の小浜、4107 の贅浦、4115、4116 の引本、4122 の九鬼、4123 の古江に操業実態がなく、切替え時に廃止されています。

共同漁業権も区画と基本的には同様で、免許番号 32、第 4 種共同漁業権の寄魚漁業の操業がなく廃止されているのと、60 の第 2 種漁業権が廃止として「×」が付いていますが、それ以外は「○」と判断させていただいています。

報告は以上です。

○小川会長

ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

それでは特にはないので、次に進みます。

報告事項 2 「太平洋広域漁業調整委員会について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料 4 をご覧ください。

4－1 ページにありますように浅井委員が委員を務めておられます 11 月の太平洋広域漁業調整委員会は、委員会指示の発出がなく報告事項のみとなるため、開催せず資料の送付による報告となりました。

4－2 ページにありますように令和 5 年 12 月 19 日付けで資料の送付がありました。4－3 ページが資料一覧・要約であり、4－4 ページ以降が資料となっております。

事務局からは以上です。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

それでは特にはないので次に進みます。

その他事項 1 「次回の委員会日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

次回委員会

2月13日（火） 午前10時から 三重県勤労者福祉会館 地階 特別会議室

議題（案）

- ・真珠養殖いかだへの標識の設置に関する委員会指示について

○藤原職務代理者

先日テレビを見ていたら、我々に関係する太平洋のかたくちいわしがTACの対象になったというニュースが流れていました。内容が定かではないのですが、それに付随して三重県で今問題になってきているTAC関連の進捗状況などについて、簡単に結構ですので少し教えてください。

○小川会長

水産資源管理課お願いします。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

まず、かたくちいわしについて、当初は水産庁の浜回りが2月上旬に予定されていましたが、かたくちいわしの資源評価について、水産研究機構からまだ漁業者にお示し出来る評価結果が出来ていない状況です。当初は今年1月から、かたくちいわしのTAC化を進める予定でしたが、水産資源評価に課題があり延期になりました。その資源評価の部分について、かたくちいわしの資源に対して、国は太平洋系群という形でひとくくりに取りまとめています。それに対して、三重県をはじめ愛知県の水産研究機関も太平洋系群と伊勢湾系群のふたつの系群があるとの主張をしています。太平洋系群の資源の動きと伊勢湾の資源の動きは違います。伊勢湾の系群は比較的安定しています。太平洋系群は自然変動がありますが、通常加入期と高加入期の大きな流れのなかにあります。その資源が別であるとの主張が国の意見と各県の意見にすれ違いが生じています。また、かたくちいわしについて、伊勢湾ではかたくちいわしを狙いにいくというよりは、まいわしを狙いにいって、いなければかたくちいわしを漁獲する形になるため、漁獲量がすべての資源量を反映しているわけではなく、そのような状況のなかで、資源をどう評価していくのかが問題になっています。また、今かたくちいわしは、通常加入期になっていて、高加入期に移行していくのですが、高加入期に移行したとわかるのは数年後で、あの時が高加入移行期であった、とわかるレベルで、正確な資源評価ができない状況になっています。

三重県としても、資源があるのに漁業者が獲れない状況が生じないように、運用の部分でなんとか受け止めてほしい旨を国に対して言っています。運用の仕方の一部としましては、一旦TACで配分量を示しますが、それを超えるような資源が見られるような状況の時は、追加枠をスムーズに出していただくことを要望しています。追加枠については、翌年度のTAC枠から前借する制度を水産庁へ提案しています。その前借するTACの枠がどれ位の量なのかというところで、水研機構のリスク評価が短期間で出来るものではなく、大量に来漁した時に漁業者に具体的な追加枠を示すことが出来ない状況です。今後、水産庁と水研機構から、かたくちいわしのTAC化について、ステークホルダー会合で出され

た課題に対する回答が提示される予定です。漁業者がその回答に納得し、理解できるような内容であれば、かたくちいわしのTAC化に向けて動きが進むことになると思います。

改正漁業法では、数量を明示して行うことが大前提のため、漁業者の心情としては、制限を掛けられる形になるかもしれませんが、県ではそこを運用の部分で追加枠を無事出せるような形で対応が出来るような管理方法を進めていきたいと考えています。

また、かたくちいわし以外にもとらふぐがあります。とらふぐについても、資源評価の部分で納得のできるような状況にはなっていません。とらふぐは、卓越年級群が出現し、その後、資源の貯金を切り崩していくような状況になっていますが、その資源評価の部分で上手く正しく評価できていません。資源評価を基にしてTACの配分を行うことが、なかなか難しい状況になっています。とらふぐ自体も伊勢湾だけでなく神奈川などでも獲れ始めていると聞いており、そのようなことも考慮しながら枠を設定するのであれば、そのような関係県も含めて入ってもらいたいという主張をしており、なかなかこれも調整がつかない状況になっています。かたくちいわしのTAC化については、随時進めていく水産庁の意向がありますので、その都度、海区委員会にも進捗情報を報告させていただけたらと思っています。以上です。

○永富委員

かたくちいわしは、三重県のぼっち網の許可は伊勢湾内だけでしょ。愛知県は外海も許可が出ている。三重県が休漁しているときも愛知県は湾内で操業している。そのような状況でTACの枠を分ける時に、調整がつかないと思います。具体的な話はこれからだと思いますが、そういうことも知っておいてほしいと思います。

○小川会長

永富委員、今の意見について県の回答を求めますか。

○永富委員

いいえ。そのような意見があったことを認識いただければと思います。

○小川会長

ありがとうございました。

これをもちまして、委員会を閉会いたします。